



1年の出来事

特集

まちの話

ネーミング

各課からのお知らせ

あにょー韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からのお知らせ

わがまち再発見 博物館通信

年金コーナー 消費生活相談その他

図書館情報 たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所 レポート

おぐやみ 市長の動き他

特別診療案内他

お知らせ

平成30年度 対馬市建設工事・建設関連（コンサルタント）・物品・役務の提供等の入札参加資格申請書審査を実施します

- 資格**
- ①「工事並びに工事に関する調査・設計及び測量業務の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格等を定める要綱（※1）」に規定する資格を有する者
- ②「物品の製造の請負・買入れ・修繕及び借入れ並びに役務の提供等の契約に係る競争入札に参加しようとする者の資格等を定める要綱（※1）」に規定する資格を有する者
- （※1）要綱については、対馬市ホームページを参照してください。

受付場所・時間 対馬市役所 4階 財政課（厳原町国分1441）
9:00～12:00 13:00～17:00

資格の有効期間 工事：平成30年4月1日～平成31年3月31日までの1年間
コンサル、物品・役務：平成30年4月1日～平成32年3月31日までの2年間

申請書様式 対馬市独自の様式による

実施要領及び申請書独自様式の入手方法

①必要な方は、下記の場所でお申し出ください。

配布場所	住所	電話
総務部 財政課	〒817-8510 対馬市厳原町国分1441	☎0920(53)6111
美津島行政サービスセンター	〒817-0322 対馬市美津島町雞知甲550-2	☎0920(54)2271
中対馬振興部 地域振興課	〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380	☎0920(58)1111
峰行政サービスセンター	〒817-1301 対馬市峰町三根451	☎0920(83)0301
上県行政サービスセンター	〒817-1602 対馬市上県町佐須奈甲567-3	☎0920(84)2311
上対馬振興部 地域振興課	〒817-1701 対馬市上対馬町比田勝575-1	☎0920(86)3111

②インターネット利用の場合…対馬市ホームページからダウンロードして入手できます。

申請方法・期間

申請方法は持参又は郵送（平成30年2月2日までに必着）といたします。
受付は平成30年1月11日から平成30年2月2日に限り行います。
なお、受付期間外はいかなる理由であろうと審査は行いませんので、必ず期間内に申請してください。

持参の場合の受付日

(市外業者)	平成30年	日	月	火	水	木	金	土
	日 商号の頭文字					1/11 ア行	1/12 カ行	1/13 審査休み
	日 商号の頭文字	1/14 審査休み	1/15 サ行	1/16 審査休み	1/17 タ行	1/18 ナ行	1/19 ハ行	1/20 審査休み
	日 商号の頭文字	1/21 審査休み	1/22 マ・ヤ・ラ・ワ行	1/23 審査休み				
(市内業者)	平成30年	日	月	火	水	木	金	土
	日 商号の頭文字				1/24 ア行	1/25 カ・サ行	1/26 タ行	1/27 審査休み
	日 商号の頭文字	1/28 審査休み	1/29 ナ・ハ行	1/30 審査休み	1/31 マ・ヤ・ラ・ワ行	2/1 予備日	2/2 予備日	

※郵送により申請される場合は、指定日でなくても受付期間中であれば審査を行います。

※持参により申請される場合は、商号の頭文字により指定された日に審査を行います。

問い合わせ／総務部 財政課 ☎0920(53)6111

広報つしま



「マイナンバー（個人番号）」のお受け取りはお済みですか？

住民基本台帳カードの電子証明書については一昨年（平成27年）12月22日をもって更新サービスを終了しております。

- 現在、住民基本台帳カード（住基カード）の電子証明書により確定申告を行われている方につきましては電子証明書の有効期間にご注意ください。
- 有効期間満了の場合、住基カードに新たな電子証明書を搭載することはできませんので、電子証明書を希望される方はマイナンバーカード（電子証明書搭載）の交付申請を行っていただく必要があります。
- マイナンバーカードの交付には申請から約1ヵ月かかりますので、必要な方はお早めに申請ください。また、引っ越し等・婚姻などで住所・氏名が変わった場合等も自動で住基カードの電子証明書は失効されておりますのでご注意ください。
- 住民基本台帳カード（住基カード）の電子証明書の有効期間中は今までどおり電子申告はご利用いただけます。

ご自分のマイナンバーを確認する方法

※マイナンバーは電話や口頭ではお伝えできませんので、以下の方法でご確認ください。

①「通知カード」で確認

- 平成27年11月頃に世帯ごとに簡易書留で通知カードを郵送しております。まだ受け取りがお済みでない方につきましては、市役所市民課及び各振興部住民生活課・各行政サービスセンターで預かりしている可能性がありますので、おたずねの上お受け取りください。なお、受け取りの際には本人確認書類（運転免許証等）が必要となります。（住民票上同一世帯でない方が受取る場合には、委任状等も必要となりますのでご注意ください。）

②「通知カード」を再発行

- 「通知カード」を紛失された場合は、再発行（1枚500円）も可能ですので市民課又は各振興部・行政サービスセンターにおたずねください。（申請から再発行まで約2週間～3週間程度かかりますのでご注意ください。）
- 住民票にマイナンバーを記載することも可能ですので緊急にマイナンバーの確認が必要な場合はご利用ください。（1通300円。住民票上の同一世帯の方以外が請求する場合は、委任状等が必要で、後日ご本人に郵送するため即日交付はできません。）

③「個人番号カード」を申請

- 通知カードを紛失されていても、写真付きの個人番号カードを申請いただくことが可能です。お近くの市役所窓口にお尋ねのうえ、ご希望の方は申請を行ってください。（縦4.5cm×横3.5cmの写真も必要となります。スマートフォンからの申請も可能です。）
- カードをお渡しするまでは申請から1ヵ月程度かかりますのでご注意ください。
- 写真付きの身分証としてもご利用できますので、免許証等をお持ちでなく身分証明にお困りの場合はカードの申請をお勧めいたします。
- 通知カードと併せて郵送されている個人番号カード交付申請書の送付用封筒につきましては、有効期間が「平成29年10月4日まで」となっているものについても「平成31年5月31日」まで引き続きご利用できます。



問い合わせ／市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178（無料）

「DV・虐待等」の被害を受けている皆様へ

- ☆住民票を対馬市におかれている方で、DV・虐待等の被害により加害者に住所等の情報を知られたくない場合は「**支援措置**」（住民票・戸籍附票等の交付を制限し加害者に被害者の情報が入手されないようにする制度）の申請が可能ですので市民課までおたずねください。
 - ☆マイナンバー制度ではDV・虐待等の被害を受けて避難されている方（対馬市に住民票をおかれていない方も含みます。）について、その所在地につながる情報（所在の都道府県名又は市町村名）を秘匿することが可能となりましたので、希望される方は市民課までおたずねください。
- ※お申し出いただいた情報は、マイナンバー制度において上記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

問い合わせ／市民生活部 市民課 ☎0920(53)6111

事業系ごみ排出に係る「少量排出事業者」の登録はお済ですか？

対馬市では、平成26年4月から排出するごみが少量（1回の排出量が事業系指定ごみ2袋以下）の事業所については「少量排出事業者」の登録をしていただき、事業系指定ごみ袋により、家庭ごみの収集時に、収集する制度を実施いたしております。希望される事業者は「少量排出事業者の登録」をお願いいたします。

事業系ごみとは？

お店・事務所など、あらゆる事業活動（営利・非営利は問いません。）から排出されるごみは、全て事業系ごみとなります。

登録対象の事業所とは？

1. 一回の排出量が事業系指定ごみ袋（大：約40ℓ）で2袋以下であること
2. 収集日の午前8時までに所定の場所に排出できること
※原則、既存の集積場所に排出してください。
3. 事業系指定ごみ袋に登録番号を記入して出すことができる事業所であること

※少量排出事業所登録申請書を提出すると、少量排出事業者登録証が発行されます。登録証には事業所毎に登録番号が付与されますので、事業系指定ごみ袋（薄黄色）に必ずその登録番号を記入のうえ、事業系ごみを出してください。



事業系ごみの取り扱い

事業所から出る一回のごみの量

事業系指定ごみ袋（大）3袋以上

可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ
事業系指定ごみ袋（大）2袋以下

「業者委託」又は「自己搬入」

※廃棄物の処理（収集運搬・処分）を業者に委託する場合は、一般廃棄物であれば対馬市、産業廃棄物であれば長崎県の許可を有しているか確認してください。



少量排出事業系ごみ収集

①管内の市役所担当窓口で「少量排出事業者」の登録手続き

②事業系指定ごみ袋に入れて、各地区の指定日に近くの家庭ごみ集積場へ排出

※家庭系指定ごみ袋は使用できません。

※事業系指定ごみ袋は、市指定のごみ袋販売所で販売いたします。【1枚(大)150円、(小)100円】

問い合わせ／市民生活部 環境政策課 ☎0920(53)6111

「みんなで飛ばそう！LEDスカイランタン」を開催します

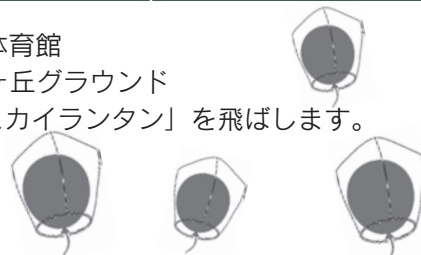
参加無料 要申込

とき・ところ 平成30年1月13日（土） 制作 14:00～ 厳原体育館
リリース 18:00～ 清水ヶ丘グラウンド

内 容 城下町ライトアップ事業の一環として約100個の「LEDスカイランタン」を飛ばします。

申込方法 実行委員会事務局までお電話ください。

そ の 他 ○制作したランタンは各自で持ち帰れます。
○ランタンには糸をつけて完全回収を前提とします。



「LEDスカイランタン」とは…

四角柱の紙の中に特殊仕様の風船が入っていて、さらにその中にLEDが入っています。風船にヘリウムガスを入れて飛ばすため、火を使わないことから安全性が非常に高いものとなっています。

問い合わせ／城下町ライトアップ事業実行委員会事務局（観光商工課内）☎0920(53)6111

広報つしま



対馬市国民健康保険被保険者の皆様へ「人間ドック費用の一部を助成」します

- 助成額** 人間ドックの受診に要した費用の1/2（上限2万円）
- 対象** 40歳以上の対馬市国民健康保険被保険者の方で、人間ドックの検査結果報告書を提供して下さる方
- 申請方法** 事前の申し込みが必要のため、人間ドックを予約後、健康増進課までお電話ください。
（事前申込み受付期限：平成30年2月28日）
※詳しくは、特定健康診査受診券にチラシを同封しています。
- 申請期限** 平成30年3月30日（金）
- その他** ○助成対象は、平成29年度受診分です。
○結果が手元に届くまで期間を要しますので、早めの受診をお勧めします。

～助成までの流れ～

- ①医療機関に人間ドックを予約する。
- ②市に事前申込みを行う。
- ③市から申請書等が届く。
- ④人間ドックを受診する。
- ⑤人間ドックの結果が届く。
- ⑥結果と申請書等を市に提出する。
- ⑦市から助成金交付決定通知書が届く（指定口座へ振り込み）。

問い合わせ／健康づくり推進部 健康増進課 ☎0920(52)4888

いつものウォーキングが全身運動に！
「ノルディックウォーキング体験会」を開催します

要申込

- とき** 平成30年1月23日（火）13:30～15:00
- ところ** シャインドームみね（晴天時は室外実習）
- 準備品** ○ノルディックウォーキングポール（1セット）
※ポールはレンタル品（200円）を準備します。（先着15人）
○運動ウェア・運動靴・室内シューズ・飲み物
- 講師** 上対馬病院 理学療法士 井川 吉徳 先生
- 申込方法** 中地区保健センターまでお電話ください。
- 申込期限** 平成30年1月16日（火）



ノルディックウォーキングは、ポールを使うことで全身の筋肉を刺激し、普通のウォーキングよりもエネルギー消費量が約20%も増加します。つまり、体力づくり・スタミナアップ・減量などに、とても効果的です。ただし、正しいフォームでなければ多くの効果が期待できません。自己流ではなく、はじめに指導者から、正しい歩き方を学びましょう！

問い合わせ／健康づくり推進部 中地区保健センター ☎0920(58)1116

「しんちゃんと学ぶ日本美術史講座」を
開催します

参加無料 要申込

- とき** 平成30年1月25日（木）、2月8日（木）
2月22日（木）、3月8日（木）
3月22日（木）（全5回）
各19:00～21:00
- ところ** 対馬市交流センター3階 会議室
- 講師** 対馬市島おこし協働隊 大澤 信 隊員
- 申込方法** 厳原地区公民館までお電話ください。
- 申込期限** 平成30年1月17日（水）

問い合わせ／教育委員会 厳原地区公民館
☎0920(52)0363健康つしま21講演会「うんどう習慣で
イキイキ毎日！」を開催します

入場無料

- とき** 平成29年12月23日（土）10:30～12:00
（受付9:30から）
- ところ** 対馬市交流センター3階 大会議室
- 定員** 200人
- 講師** 鹿屋体育大学スポーツ生命科学系
中垣内 真樹 教授

問い合わせ／健康づくり推進部
健康増進課 ☎0920(52)4888



1年の出来事
特集
まちの話題
ネーミング
各課からのお知らせ
あなご・韓国語
作文紹介
無料法律相談
対馬振興局からののお知らせ
博物館通信
年金コーナー
図書館情報
情報BOX
福岡事務所レポート
おくやみ市長の動き
特別診療案内他

募集

平成30年度「幼稚園・こども園・保育所(園)・へき地保育所の入園児」を募集します

平成30年4月1日から新たに幼稚園・こども園・保育所(園)・へき地保育所の入園を希望される方は、受付期間内に申し込み手続きを行ってください。

申込場所 各施設又は各担当窓口 **申込期間** 平成30年1月5日(金)～1月26日(金)

支給認定 幼稚園・保育所(園)及び認定こども園幼稚園・こども園・保育所(園)・へき地保育所を利用するには、市から支給認定を受ける必要があります。支給認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、次の3つの区分に分けられます。

設 定 区 分	
1号認定 (保育の必要のない幼児)	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合
2号認定 (保育の必要な幼児)	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定 (保育の必要な乳幼児)	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合 ※保育を必要とする事由とは、保護者の就労、疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等が挙げられます。

市内各幼稚園・こども園・保育所(園) 募集定員・連絡先

施 設 名	定 員	施 設 名	定 員
厳原幼稚園 ☎0920(52)0134	35人	仁田保育所 ☎0920(85)0504	40人
鶏鳴幼稚園 ☎0920(54)2366	35人	佐須奈保育所 ☎0920(84)2112	40人
比田勝こども園 ☎0920(86)2238	幼稚園部 54人 保育園部 61人	佐須へき地保育所 ☎0920(56)0147	30人
親愛こども園 ☎0920(52)1183	160人	豆酸へき地保育所 ☎0920(57)1920	25人
厳原南保育園 ☎0920(52)2299	230人	大船越へき地保育所 ☎0920(54)2824	45人
雞知保育所 ☎0920(54)2343	120人	小船越へき地保育所 ☎0920(55)0001	30人
豊玉南保育所 ☎0920(59)0435	40人	西へき地保育所 ☎0920(53)2120	30人
三根保育所 ☎0920(83)0179	40人	仁位へき地保育所 ☎0920(58)1518	70人
佐賀保育所 ☎0920(82)0049	40人	乙宮へき地保育所 ☎0920(58)1541	35人
		一重へき地保育所 ☎0920(87)0359	45人

問い合わせ／

〈幼稚園・こども園〉

教育委員会 学校教育課 ☎0920(88)2001
南地区教育事務所 ☎0920(52)8855
北地区教育事務所 ☎0920(86)3052



〈保育所(園)・へき地保育所〉

福祉事務所 こども未来課 ☎0920(58)2294
北福祉保健センター ☎0920(84)2313
南福祉保健センター ☎0920(53)6111
上対馬振興部 住民生活課 ☎0920(86)3112
美津島行政サービスセンター ☎0920(54)2271
峰行政サービスセンター ☎0920(83)0304

お知らせ

「対馬市移住・定住支援補助金」の申請はお済ですか？

	しま暮らし支援補助金	ふるさと就職奨励補助金	結婚移住奨励補助金
対 象	平成29年3月1日以降に、市外から移住された方 ※支援内容 ・引越経費・住宅借上初期費用 ・住宅家賃・子育て世帯移住	卒業後2年以内の方で、平成28年4月1日以降に市内企業に就職し1年以上経過された30歳未満の方	平成29年4月1日以降に結婚した夫婦又は夫婦のいずれかが市外在住の方で、市内に移住された方

※それぞれ交付の条件がありますので、詳しくは下記までお電話ください。ただし、上記は全て公務員の方、事業所間転勤の方は交付対象外となります。

問い合わせ／しまづくり推進部 市民協働・交通対策課 ☎0920(53)6111

広報つしま





1年の出来事
特集
まちの話
ノンフィクション
各課からのお知らせ
あだん！韓国語
作文紹介
無料法律相談
対馬振興局からのお知らせ
わがまち再発見
博物館通信
年金コーナー
消費生活
図書館情報
図書館情報
情報BOX
福岡事務所
レポート
おくやみ
市長の動き
特別診療案内

求人

「美津島行政サービスセンター 宿日直警備員」を募集します

募集人員 1人
業務内容 ○火災・盗難防止等の庁舎保安警備
 ○戸籍届出等に関する受領及び埋火葬許可に関する業務
 ○その他必要な業務
雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
勤務時間 2人による交代制
 平日 17:00～翌日8:45
 土・日・祝祭日 8:45～翌日8:45
委託料 月額115,000円程度
応募資格 対馬市に住所を有し、心身ともに健康な方
選考 書類審査及び面接（日時等は後日通知）
応募方法 履歴書1通（自筆・写真貼付）を郵送又は持参してください。
応募先 美津島行政サービスセンター
 （〒817-0322 美津島町雞知甲550-2）
応募期限 平成30年1月26日（金）17:00
 （当日消印有効）
 問い合わせ／美津島行政サービスセンター
 ☎0920(54)2271

求人

「峰行政サービスセンター 宿日直警備員」を募集します

募集人員 1人
業務内容 ○火災・盗難防止等の庁舎保安警備
 ○戸籍届出等に関する受領及び埋火葬許可に関する業務
 ○その他必要な業務
雇用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
勤務時間 2人による交代制
 平日 17:00～翌日8:45
 土・日・祝祭日 8:45～翌日8:45
委託料 月額115,000円程度
応募資格 対馬市に住所を有し、心身ともに健康な方
選考 書類審査及び面接（日時等は後日通知）
応募方法 履歴書1通（自筆・写真貼付）を郵送又は持参してください。
応募先 峰行政サービスセンター
 （〒817-1301 峰町三根451）
応募期限 平成30年1月26日（金）17:00必着
 問い合わせ／峰行政サービスセンター
 ☎0920(83)0301

求人

「学校給食調理場調理員（対馬市 学校給食会職員）」を募集します

募集人員 1人
勤務場所 上対馬学校給食共同調理場
採用月日 平成30年2月1日
給与等 月額130,000円（社会保険・雇用保険あり）
 賞与年2回（6月・12月）、通勤手当あり
勤務条件 対馬市学校給食会職員就業規則による
応募資格 対馬市に住所を有し、心身ともに健康で通勤可能な方
選考 書類審査及び面接
 日時：平成30年1月23日（火）10:00
 場所：上対馬総合センター1階談話室
応募方法 履歴書1通（自筆・写真貼付）を郵送又は持参してください。
応募先 教育委員会 北地区教育事務所
 （〒817-1701 上対馬町比田勝575-1）
応募期限 平成30年1月17日（水）17:00必着
 問い合わせ／教育委員会 北地区教育事務所
 ☎0920(86)3052

お知らせ

「建物の新築・増築、所有者の変更等」の際は、届出をお願いします

建物を
新築・増築したとき

建物を
取り壊したとき

所有者（納税義務者）が亡くなられたとき、又は、変更となるとき

※法務局で登記する場合は、届出の必要はありません。

問い合わせ／

市民生活部 税務課	☎0920(53)6111
美津島行政サービスセンター	☎0920(54)2271
中対馬振興部住民生活課	☎0920(58)1111
峰行政サービスセンター	☎0920(83)0301
上県行政サービスセンター	☎0920(84)2311
上対馬振興部住民生活課	☎0920(86)3112





1年の出来事

特集

まちの話

ネーミング

各課からの
お知らせ

あなよ！韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からの
お知らせわがまち再発見
博物館通信年金コーナー
消費生活相談室
おたすけあい通信

図書館情報

情報BOX

福岡事務所

おぐやみ
市長の動き

特別診療案内

お知らせ

あなたの一票が、明日の長崎県を創る「長崎県知事選挙」が行われます

投票日 平成30年2月4日（日） **投票時間** 7:00～18:00**投票できる方** 平成12年2月5日以前生まれで、平成29年10月17日以前から対馬市に在住し、かつ住民登録をしている方**投票所入場券** 投票所入場券は平成30年1月18日以後にハガキで郵送します。投票の際は、投票所にお持ちください。投票所入場券が届かなかったり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票することができます。投票所の係員に申し出てください。**期日前投票** 仕事・レジャー・冠婚葬祭等の理由で投票日に投票できない人は、期日前投票をすることができます。

場 所	期 間	時 間
対馬市役所厳原庁舎	1月19日（金） ～2月3日（土）	8:30～20:00
美津島行政サービスセンター		
対馬市役所豊玉庁舎		
峰行政サービスセンター		
上県行政サービスセンター		
対馬市役所上対馬庁舎		

不在者投票

次の理由により、投票日に投票所で投票することができない見込みの人（期日前投票者を除く。）は、その旨の宣誓と不在者投票用紙等の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票施設等で不在者投票を行うことができます。

※不在者投票の交付請求は、上記の場所で受け付けています。

1. 選挙期日に観光・病気療養（指定病院等に入院している方を除く。）等の旅行などで市外に滞在中の方（対馬市以外の市町村の選挙管理委員会投票する方）
2. 病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している。

問い合わせ／選挙管理委員会事務局 ☎0920(53)6111

イベント

「お正月しめ飾りづくり講座」を
開催します **要申込**

赤米神事で使われる神聖な赤米の稲わらを使ってオリジナルのお正月飾りを作ってみませんか？

と き 平成29年12月27日（水）
13:30～16:00**と ころ** 対馬市交流センター3階 生活実習室**参 加 費** 材料費として一人500円（子ども300円）**講 師** 特定非営利活動法人
対馬次世代協議会 須澤 氏**申込方法** 厳原地区公民館までお電話ください。**申込期限** 平成29年12月25日（月）15:00**そ の 他** ○はさみ・お花などの装飾品はご準備ください。

○床に座り、足も使って作りますので、汚れても良い服装でお越しください。

問い合わせ／教育委員会 厳原地区公民館
☎0920(52)0363

イベント

「WEB戦略セミナー」を
開催します **参加無料 要申込****と き** 平成30年1月23日（火）
セミナー 13:30～
個別相談会 15:00～**と ころ** 対馬市交流センター4階 視聴覚室
内 容 日本で最もWEBサイト（ホームページ）を作成している企業、株式会社帝国データバンク協力のもと、ホームページ作成のアドバイスや個別相談を行います。**対 象** 事業者・起業予定の方**定 員** 40人（先着順）**講 師** 株式会社スイム

常務取締役 岩井迫 泰行 氏

申込方法 観光商工課までお電話ください。**申込期限** 平成30年1月12日（金）問い合わせ／観光交流商工部 観光商工課
☎0920(53)6111



採用試験

対馬市職員（平成30年4月採用）を募集します

【申込期限】平成30年1月4日(木)

【1次試験日】平成30年1月21日(日)

試験区分	職種	採用予定	受験資格
高校卒業程度	一般事務	若干名	平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成30年3月31日までに卒業見込みの方
	土木	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成30年3月31日までに卒業見込みの方
	建築	若干名	昭和57年4月2日以降に生まれた方で、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成30年3月31日までに卒業見込みの方
資格免許職	保育士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保育士の資格を取得している方又は平成30年3月31日までに取得見込みの方
	幼稚園教諭	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭の資格を取得している方又は平成30年3月31日までに取得見込みの方

問い合わせ／総務部 総務課 ☎0920(53)6111

試験区分	職種	採用予定	受験資格
高校卒業程度	消防吏員 (一般) (救急救命士)	5名程度	(一般) 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方で、高等学校卒業以上の学歴を有する方又は平成30年3月31日までに卒業見込みの方
			(救急救命士) 上記の受験資格を満たす方で、救急救命士法(平成3年法律第36号)の規定による救急救命士の資格を有する方

問い合わせ／消防本部 総務課 ☎0920(52)0119

あんによん！韓国語

このコーナーでは毎月、生活に使える韓国語のフレーズをテーマに沿ってご紹介します。
 今月は12月ということで、寒い時期に使えるような表現をご紹介します。

寒いときに使う表現

オヌル マニ チュムネヨ

오늘 많이 춥네요. → 今日、とても寒いですね。

クロゲヨ

그러게요. → そうですね。

カムギ チョシムハセヨ

감기 조심하세요. → 風邪(をひかないように)気をつけてください。



対馬市国際交流員
イ・ヒョンジュ
李 賢朱

対馬の冬は風が強いので結構寒いですね。みなさんもくれぐれも風邪をひかないように気をつけてください！
 暖かくなってきたら「タトゥタネヨ（暖かいですね）」、夏になったら「トムネヨ（暑いですね）」など、季節が変わることに是非使ってみてください。

問い合わせ／観光交流商工部 文化交流・自然共生課 ☎0920(53)6111

1年の出来事

特集

まちの話題

ニュース

各課からの
お知らせ

あだん！韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からの
お知らせわがまち再発見
博物館通信年金コーナー
消費生活センター図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所
レポートおくやみ
市長の動き他

特別診療案内他

19

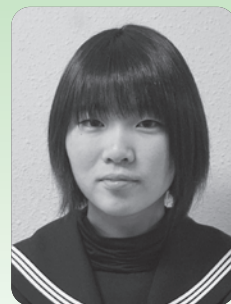
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催

「第37回全国中学生人権作文コンテスト」

長崎県大会 優秀賞 (NBC長崎放送賞)

外国人への理解を深める

比田勝中学校 3年 江 藤 実 紗



私が住んでいる対馬という島は、山や海があり自然豊かな島である。また、最近では絶滅種と言われているニホンカワウソが38年ぶりに発見された。この島は九州本土よりも隣国の韓国の方が近く、わずか49.5キロメートルほどしか離れておらず、気象条件の良い日では展望台から韓国を見ることができるようである。このようにとても近いので、4年ほど前から韓国人旅行客が急増し、最近では年間に30万人以上もの人々が訪れている。日中町中を歩くとすれちがうのはほとんどが韓国人旅行客である。しかし、彼らを見ていると信号無視をしたり、車の運転で右側走行をしていたりなど交通事故になりかねないことをしており、危ないなど感じる人が多い。このようなことから島民の中には韓国人に嫌悪感を抱いている人も多いと思う。だからだろうか、2年ほど前、飲食店などで、「韓国人入店禁止」と英語や韓国語で書かれている貼紙がみられることがあった。

この貼紙を見た当時の私は、韓国人の人たちはマナーが悪いからお店に入れないのだろうと思っていた。だが、このことについて韓国人の方はどう思っているのか調べてみると、「一部の韓国人のせいで、入店禁止にされるのは、やはり気分が悪い」、「日本語ができれば、理由が聞きたい」などといったことが書かれていた。もし、私が海外旅行に行ったとき、何の理由もなく日本人だけが入店禁止になっていたら不思議に思うだろう。なぜ、日本人だけが入れないのだろうか。一部の日本人のマナーが悪かったのだろうか。だとすると、マナーが悪いのは一部の日本人であってすべての日本人のマナーが悪いと決めつけるのは間違っているのではないかと思う。きっと、飲食店を訪れた韓国人旅行客の方々も同じようなことを考えていただろう。これは、私達島民が韓国人の方に対して持っている偏見から生まれる差別だと思う。このような差別を減らしていくためにも、私達島民が韓国人の方々に対する理解を深める必要があると思う。そのために島内で取り組まれているいろいろな例を挙げるとすると、私が友達と一緒に飲食店に行ったとき、隣の席の若い女性の2人組が、マナー違反をせずに食事をしていたことが1つ挙げられるだろう。この飲食店では、してはいけないことがお店のドア付近に書いてあり、韓国人の方たちでも理解できることが多かったからではないかと思う。また、国内では対馬だ

けが行っている取り組みだと思うが、韓国人の方々にレンタカーを貸しているお店では「いちようマーク」というものを車に必ず貼る取り組みがされている。このいちようマークは外国人のためにつくられた国際免許で運転中の意味をあらわすマークである。これにより、この車はもしかしたら右側走行をするかもしれないから気を付けようといったような万が一に備える心構えができるようになったため、前よりも安心して運転ができると両親が話していた。

このように最近では、島内で韓国人旅行客の方々に対する理解を深めるための取り組みがされている。ほかにも私が気づいていない取り組みがたくさんされていると思う。また、新しい取り組みをしようと考えている島民もいるだろう。今あることだけを理解していくのではなく、どうすれば日本人と韓国人がお互いにいやな気持ちをせずに生活できるかを考えていく必要があると思う。そのために今、私たちができることは2つある。

1つ目は、互いの文化の違いに興味をもち、調べることである。食を例に挙げると韓国では女性がスカートであぐらをかいてもいいとされているが、これを日本でしていると行儀が悪いといわれる。ほかにも食事中に片膝をたてる、机の上にお茶碗をのせたまま食べるなどがマナーとされている。このように日本ではタブーとされていることが韓国では守るべきマナーだったりする。

2つ目は、今起きているニュースに耳をこたむけることである。最近では日韓合同軍事演習が開始されたというニュースを聞いたことがあると思う。このことに興味を抱いた人もいないのではないだろうか。これをもとに韓国は今どのようなことをしているのだろうか、どんな文化や生活風景があり今にいたっているのだろうか、いろいろなことを考えることができると思う。ニュースを通してささいなことでもいいから外国の文化に興味を持ってほしい。今はインターネットが広く普及しているため、気になったことを気軽に、即時に調べることができる。また、図書館に行って本を読んで調べることもできると思う。一人でも多くの方が外国人への理解を深めていくことができれば、お互いにいやな気持ちをせずに生活していけるのではないだろうか。

※原文のまま掲載

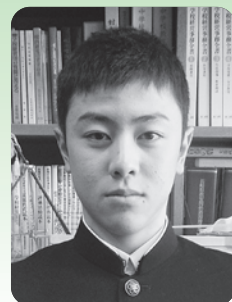


税を考える週間

中学生の税についての作文 対馬市長賞

税金のありがたみ

鶏知中学校 3年A組 平 間 稔 希



僕は今まで、税金が嫌いでした。いろんなものに税金がかかっていて、正直なところ必要ないと思っていました。実際に好きなお菓子や好きなゲーム機を消費税のせいで買えなくなったことがありました。でも、今回、税についてくわしく勉強して、その考え方がまるっきり逆になりました。なぜなら、僕たちの払っている税金がすごく広い範囲で生活に生かされていることがわかったからです。世の中には、税金はいらない、無駄だ、と言う人がいます。だけど、税金のない世界になってしまうと、とても不便で大変なことになってしまいます。そこで、税金のある世界とない世界を比べてみたいと思います。まず、税金のない世界では、もちろん消費税や所得税が無く、みんなが今までよりも、多くのお金を手にすることができます。しかし、いい点はこれくらいだと思います。もし火事や事件が起こった場合、消防署や警察署の人や設備の費用は税金でまかなわれているため、自分でお金を払い、火事を消したり、犯人を逮捕してもらうことになります。また、僕達の通っている学校も税によってつくられているため、学校そのものが無くなってしまうことになります。また、義務教育の教育費は税金で

まかなわれているため、みんながお金を払わないと、授業をしないし、そもそも学校自体が建設されないことになります。さらに、道路の建設や補修、標識や信号機の設置、ごみの収集や処理、病院の建設や運営、上下水道の整備といった、僕達の生活に必要なものまでなくなってしまいます。一方、僕達のいる税金がある世界では、消費税などお金が取られますが、その税金のおかげで住みよい社会があります。たとえ火事や事件が起きたとしても、消防署や警察署が僕達を守ってくれます。そして、子供達はだれでも義務教育を受けられることもでき、中学生になれば部活をすることができます。その部活も税金に支えられています。学校のグラウンドや体育館、新人戦などの大会で使われている大きな球場や競技場も税金によって作られていることが分かりました。今回、税金のことについて勉強して、新しくわかったことがあります。それは、税金は払うときはいやなものだけど、形を変えてきちんと僕達の元へ返ってきて、笑顔にしてくれるものだということです。僕は、税金は今の僕たちの生活に欠かせないものだと思います。

※原文のまま掲載

無料法律相談日程のご案内

予約・問い合わせ／対馬市社会福祉協議会 地域福祉班
☎0920(58)1432

対馬市社会福祉協議会では、法律に関する相談会を開催しています。料金は無料です。お気軽にご利用ください。

日 程	時 間	会 場	担 当
1月11日(木)	13:00 16:00	対馬市交流センター(厳原)	法テラス対馬法律事務所
1月18日(木)		豊玉町福祉センター	対馬ひまわり基金法律事務所
1月25日(木)		対馬市総合福祉保健センター(美津島)	法テラス対馬法律事務所

※法律相談を希望される方は、必ず事前(前日の16:00まで)に予約をお願いします。

プライバシー・相談内容・秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

1年の出来事

特集

まちの話題

ノンフィクション

各課からの
お知らせ

あたん！韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からの
お知らせ

わがまち再発見
博物館通信

年金「ナニ」
消費生活課より他

図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所
レポート

おくやみ
市長の動き他

特別診療案内他





1年の出来事

特集

まちの話題

ネーディング

各課からの
お知らせ

あたらしく韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からの
お知らせ

わがまち再発見
博物館通信

年金コーナー
消費生活センター

図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所
レポート

おぐやみ
市長の動き他

特別診療案内他

対馬振興局からのお知らせ

シリーズ
「100を進めています!!」

第9回 道路パトロールを行っています！

落石除去



土砂除去



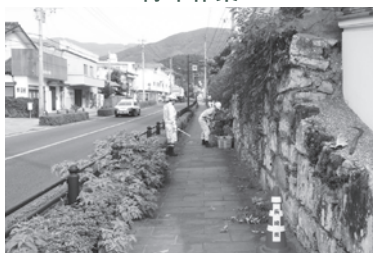
パトロール班



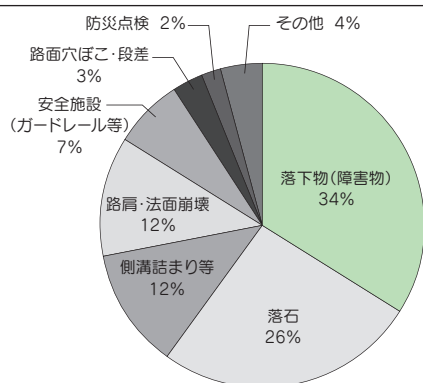
法面の点検



除草作業



猪被害による落石対策（木柵の設置）！



巡回により発見された異常事象の割合
【対馬振興局管内対象物別H28年度】

何のために行っているの？

道路パトロールは、対馬振興局が管理する国道・県道において、車両の安全走行及び歩行者の安全歩行の確保のため、道路の異常箇所やガードレールなどの道路付属物の点検を行っています。

その結果に応じ、異常が生じている場合は適切な措置を講じ、交通に支障を来たさないように努めています。

どんな効果があるの？

道路パトロールで発見される異常の大半は、上の写真にあるとおり、落下物と法面からの落石で、速やかに回収処理を行い事故を未然に防いでいます。

また、昼間のパトロールにより、道路の路面の凹凸箇所や、橋などの道路の構造物及び付属物の破損や異常を早く確認することができます。

さらに、夜間のパトロールでは、道路照明灯の異常や、目で確認しにくい視線誘導標識がないかなど、夜間でないと把握できない異常も早期に発見することができます。

どんなことをしているの？

道路法に基づき、黄色い道路パトロールカーで道路を巡回し、道路の損傷や変状、落下物などを発見し、応急処置や工事の発注を行っています。

昼間のパトロールでは、道路や道路の法面(※)及び道路付属物の点検を行い、3ヵ月に1回の夜間パトロールでは、道路照明の点灯状況や、視線誘導標識(道路の側方や中央にある円形または正方形の反射体など)を確認します。

※法面(のりめん)…切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと。

一口メモ

長崎県が管理する道路のパトロールは、11事務所において、22班の体制で行なっています。

対馬振興局では、3班体制(3台のパトロール車)で1週間(日曜日除く)かけて島内の国道約87km、県道約233kmの全路線をくまなくパトロールしています。

問い合わせ／長崎県対馬振興局建設部
広報管理者：野崎 信
☎0920(52)1311



わがまち再発見!!

教育委員会 文化財課 ☎0920(54)2341

～知ろう、守ろう、私たちの文化財～

特別史跡金田城跡 築造1350年特集

【三ノ城戸】

金田城に存在する3箇所の城門跡（二ノ城戸・三ノ城戸・南門）を含め、現在残る石塁・石垣の中では最も高く積まれているのが、三ノ城戸です。

正面向かって左側の石垣は、高さ6.7mあり、一つ一つの石がとても大きく、その迫力は金田城内でも随一と言えます。

上流からの流水（大雨時などの）により、破壊されている箇所もありますが、底部には水門が確認でき、今でも水が流れていて、近づくと水門の中を流れる水の音が聞こえます。

また、流水で流されてしまい、本来の位置が分からなくなってしまうのはいるものの、門礎石が4個確認されています。

7m近い迫力ある石垣と、その石垣を支える巨石を見に行ってみませんか。



三ノ城戸（6.7mの石垣）



門礎石（元位置不明）

※遺跡は、国の特別史跡として大切に守られています。石垣を壊さないように注意して見学してください。

また、現地は大きな石が多数転がっています。怪我等にも注意して見学してください。

第23号

平成29年12月



博物館通信



問い合わせ／
博物館建設推進室
☎0920(53)6111

開館に向け、ついに工事が始まります！

去る12月5日（火）に「対馬博物館（仮称）建設工事」の一般競争入札が行われ、施工業者が決まりました。工事期間中は、市民のみなさまにはご不便をおかけすること多くなると思います。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

特に、対馬歴史民俗資料館東側の市役所駐車場は博物館の敷地に含まれているため、12月9日（土）からご利用いただけなくなります。旧厳原幼稚園跡地も工事で使用し、通り抜けができなく

なるのでご注意ください。近隣にお住まいの方々には騒音やほこりなどでご迷惑をおかけすることもあると思います。

新しい博物館の開館は平成32年を予定しています。長い期間ですが、ご理解とご協力をお願いします。

敷地周辺図



1年の出来事

特集

まちの話題

ふれあい

各課からの
お知らせ

あなよみ！
韓国語

作文紹介

無料法律相談

対馬振興局からの
お知らせ

わがまち再発見
博物館通信

年金コーナー
消費生活センター

図書館情報
たすけあい通信

情報BOX

福岡事務所
レポート

おくやみ
市長の動き他

特別診療案内他

23



年金コーナー

問い合わせ／日本年金機構長崎北年金事務所
☎095(861)1354

～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務づけられています。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

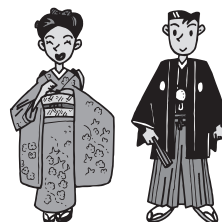
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。
国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

☆収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」（学生のみ）、「納付猶予制度」（50歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。



《長崎北年金事務所の出張年金相談》

○日時 1月17日(水) 13:30～17:00

場所 美津島行政サービスセンター

○日時 1月18日(木) 9:00～17:00

場所 対馬市役所 別館会議室

★年金相談は予約制です。

★予約受付期限 1月12日(金)まで(期限厳守)

予約先 ☎095(861)1387

要チェック！消費者トラブルに巻き込まれる前に 対馬市消費生活相談所だより



消費者トラブルに関する事例やアドバイスをご紹介します

問い合わせ／対馬市消費生活相談所
☎0920(52)8322

魚介類の送りつけ商法に注意しましょう!!

【相談事例】突然、カニなどの魚介類を扱う事業者から電話が掛かって来た。必要ないので断ったが、数日後に代金引換の宅配便で商品が送付されてきた。商品は受取拒否をしたが、留守中に再び商品が配達されたらしく「不在連絡票」が郵便受けに入っていた。会社名も連絡先も分からない。代金を支払わなくてはならないか。

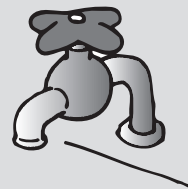
【消費者へアドバイス】一方的に商品が送りつけられてきても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。また法律で定められた契約書面を受け取っていない事を理由に、クーリング・オフのハガキを送付します。

送りつけ商法とは、注文を受けていないにも関わらず、事業者が消費者に商品を送りつけて金銭を請求する商法の事です。「いいです」「結構です」と言うと、契約に応じたとの意味に取られやすいので要注意です。また、事業者の連絡先等が分からない事が多い為、一旦代金を支払うと代金を取り戻す事が難しくなります。困った時は、対馬市消費生活相談所もしくは長崎県消費生活センター【☎095(824)0999】に相談しましょう。

「水道管の凍結」を予防しましょう

予防策

- ・露出した水道管を保護材等を用いて保護する。
- ・水道管破裂による家屋の損傷予防のため、長期不在の家屋等の止水栓を閉める。



※冬期は雨量が少なく渇水の恐れもあります。できる限りの節水をお願いします。

問い合わせ／水道局 ☎0920(52)0943



つしま図書館情報

つしま図書館 ☎0920(52)3900

●年末年始の休館のお知らせ

12月28日(木)から1月4日(木)まで、つしま図書館は休館します。
また上記期間は、返却ボックスのご利用はご遠慮ください。

今月のおすすめ新着本

1月の休館日

■休館日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

一般書

世界に広がる日本の職人

青山 玲二郎/著

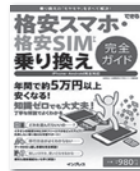
日本で腕を磨いた人々が、アジアのグローバル都市へと移住を始めている。日本人海外移住者が働く現場を分析し、日本の仕事が創る価値を見つめ直す1冊です。



できる格安スマホ・格安SIM乗り換え完全ガイド

法林岳之・白根雅彦・できるシリーズ編集部/著

年間で約5万円以上安くなる！？丁寧な解説でよくわかる。知識ゼロでも大丈夫！イチオシの格安SIMとSIMフリースマホをピックアップしています。



シルバー川柳7

全国有料老人ホーム協会・ポプラ社編集部/編集

シニア世代を中心とした、まさに人生の達人たちによる川柳傑作選。口コミ人気で、シリーズ累計80万部の最新刊、第7弾がいよいよ登場です。



児童書

ギョギョギョ! おしえて! さかなクン2

さかなクン/著・画

朝日小学生新聞で大好評連載中。お魚愛が止まらないさかなクンのお魚ライフがさらにパワーアップ。新聞には載っていないお話も書かれています。



ミシンなしでかんたん! 季節の手芸 冬

CRKdesign/著

ミシンを使わずに、かわいいものがいっぱい作れます。紙やモール、フェルトなどのみずみずしい素材で、季節に合わせた手作りにチャレンジしてみましょう。



あいたくてあいたくて

みやにし たつや/著

嫌われもののおおかみはひとりぼっちのケムシと大の仲良しになり、楽しい日が続きました。ところがある日急にケムシが…クリスマスに心温まる絵本です。



たすけあい通信 Vol.2

「助け合いのイメージ」

助け合い活動の中身・形式は様々で「十人十色」という四字熟語があるように、助けて欲しい内容も手助け出来る内容も人それぞれです。しかし「助けて」の声が出せなければ、助けることもできません。あるいは、SOSのサインが出ていても、気付かないことも考えられます。

だからこそ「助けて」が言える地域づくり、「異変に気付く」地域づくり、「手を差し伸べる」地域づくり……。つまり「助け合い」の地域づくりが必要です。

今回は、活動が進められている、豊玉町仁位地区の活動をご紹介します。

仁位地区では、住民ワークショップを実施し、①仁位地区の強み ②困りごと ③目指す地域像を考え、仁位の地域づくりを共有しました。出てきた意見の中から「居場所づくり」「世代間ふれあい交流」についての必要性が出てきました。豊玉町の中心地である仁位地区だからこそできる「居場所づくり」や転入転出が多いからこそ「世代間のふれあい交流」が必要だと認識されているそうです。



より良い仁位づくりに向けて話し合いの様子



助け合いの成立!?! 固い握手!!



実現するために頑張ります♪ (協力者募集中)

問い合わせ

対馬市社会福祉協議会

☎0920(58)1432

対馬市 健康づくり推進部

地域包括・医療対策課

☎0920(52)4828

皆さんのお住まいの地域で「助け合い活動」を進めたいという方は、是非ご連絡ください。